

○平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

平成28年6月30日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例（平成28年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募の公表)

第2条 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の基準及び期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 平塚市余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）に関する業務の事業計画書
- (2) 余熱利用施設に関する業務の収支予算書
- (3) 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と余熱利用施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項

- (2) 利用の承認及び取消し並びに利用料金に関する事項
  - (3) 管理に要する費用に関する事項
  - (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
  - (5) 管理業務の報告に関する事項
  - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- (利用の申込み)

第5条 条例第10条の規定により余熱利用施設の利用の承認を受けようとする者は、指定管理者に申し込まなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年3月19日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び別記様式の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

（提出先）

平塚市長

所在地.....

申請者 団体名.....

代表者氏名.....

平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、平塚市  
余熱利用施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

